「取引所株価指数証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更 (平成28年11月21日)

更後 現行 変

取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて

☆~☆ (省 略)

☆税金の概要

個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生 | 個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生 した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額およした益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額およ び配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「雑所得」とし「び配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「先物取引に係 て申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があり|る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告 ます。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税 |をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特 額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額に |別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。 ついては、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことがでまた、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間 き、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能で操越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行 す (詳細については、税務当局または税理士等の専門家に|うことが可能です (詳細については、税務当局または税理 ご確認下さい。)。

(省 略)

金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決

(1)~(2) (省略)

(3) お問合せ・苦情受付窓口

(省 略)

サポートセンター

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 6 番 21 号 TEL 0120-729-365

受付時間: 土日、元日を除く8時~21時

(以下省略)

取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて ☆~☆ (現行どおり)

☆税金の概要

士等の専門家にご確認下さい。)。

(現行どおり)

金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決

 $(1) \sim (2)$ (現行どおり)

(3) お問合せ・苦情受付窓口

(現行どおり)

サポートセンター

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 6 番 21 号 TEL 0120-729-365

受付時間:土日、元日を除く8時~18時

(以下現行どおり)

平成 28 年 11 月 21 日

平成 28 年 6 月 27 日